



2023年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社K V K
代表者名 代表取締役社長 末松 正幸
(コード：6484、東証スタンダード)
問合せ先 取締役経営管理本部長 北川 喜一
兼総務部長
(TEL. 0574-55-0005)

役員に対する株式報酬制度の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び監査役（社外監査役を除きます。）（以下、社外取締役を除く取締役と社外監査役を除く監査役を総称して「取締役等」といいます。）を対象として導入済みの、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」とします。）の内容を一部変更して継続することを内容とする議案（以下「本議案」といいます。）を2023年6月22日開催予定の第76期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の内容の一部変更・継続について

当社は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、本制度の導入に関する議案を2018年6月28日開催の第71期定時株主総会に付議し、原案のとおりご承認をいただきました。なお、導入時の本制度の概要については、当社の2018年5月25日付「株式報酬型ストックオプション制度の廃止及び役員向け株式交付信託制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

今般、本株主総会において本議案が承認可決されることを条件として、本制度の内容を一部変更のうえで継続することといたします。本議案による変更後の本制度に基づく報酬は、本株主総会終結日の翌日から2028年6月の定時株主総会終結の日までの5年間（以下「対象期間」といいます。ただし、下記2.（3）のとおり、対象期間を延長することがあります。）の間に在任する取締役等に対して支給いたします。

本制度の導入目的は上記のとおりですが、加えて、本制度に基づく当社株式の交付時期を在任時としたうえで当該当社株式に退任までの間の譲渡制限を付すことにより、更なるインセンティブ効果の向上を図ります。

2. 変更後の本制度の概要

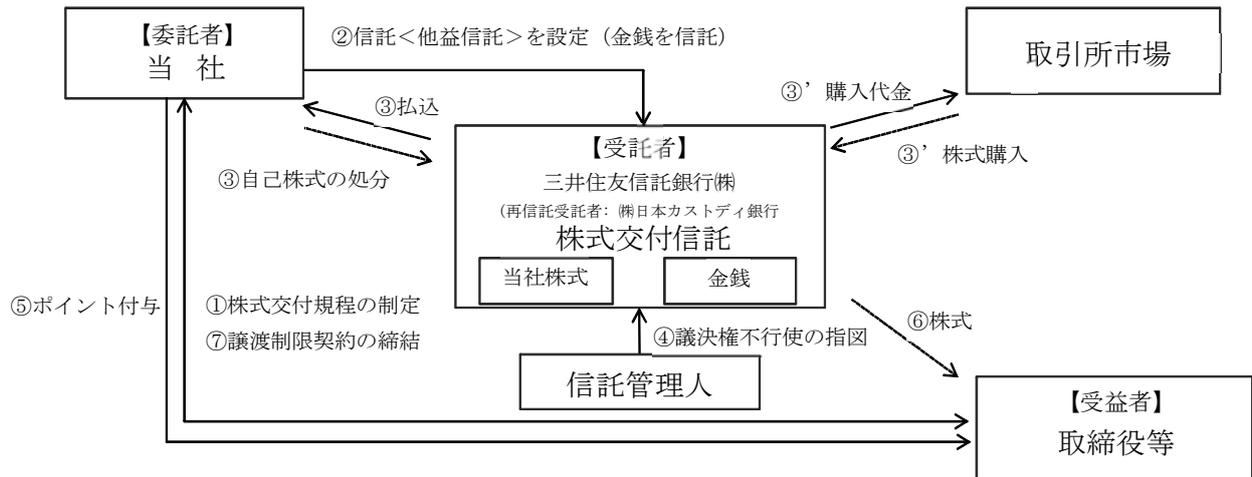
（1）本制度の仕組み

本制度は、当社が設定し金銭を信託した信託（設定済みです。以下「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役等に付与するポ

イントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。

本制度に基づき取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、従前、退任時としておりましたが、本株主総会において本議案が原案のとおり承認可決された場合には、本株主総会後の期間における職務執行の対価として取締役等に付与するポイント見合いの当社株式については、退任時ではなく、各ポイント付与日（原則として毎事業年度）以降、所定の期間内（原則としてポイント付与の日の同事業年度内）に交付したうえで、退任までの期間につき譲渡制限を付けるものとします。

<変更後の本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役等を対象とする株式交付規程を制定します（なお、今回は、制定済みのものを取締役会決議及び監査役の協議により改定することを予定しております）。
- ② 当社は2018年8月8日に信託期間5年間として設定済みである本信託につき、信託期間を延長したうえで、受託者に当社株式の追加取得資金としての金銭（ただし、株主総会の承認を受けた範囲内の金額とします。）を追加信託します。
- ③ 受託者は、本信託内の金銭（前記②により当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を追加取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役等に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件（下記⑦の譲渡制限契約を締結することを含みます。）を満たした取締役等は、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。
- ⑦ 本株主総会終結日後の期間における職務執行の対価として付与されたポイント見合いの当社株式の交付は、当社と当該取締役等との間で、交付日から退任する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結することを条件として行います。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役等と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（2）信託期間

本信託は、信託期間5年間（2018年8月8日から2023年8月末日まで）として設定していますが、これを5年間（2028年8月末日まで（予定））延長します。ただし、下記（3）のとおり、さらに信託期間の延長を行うことがあります。

（3）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、本信託に対し、上記（2）の延長分の期間（2023年9月から2028年8月までの5年間）中に、本制度により当社株式を取締役等に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、合計金322,500千円（うち取締役分として金300,000千円、監査役分として金22,500千円）を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役等に対する報酬として追加拠出します。本信託は、本信託内の金銭（当社が追加信託した金銭のほか、本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、追加取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定（※）により、その都度、約5年を上限とする期間毎に対象期間を延長するとともにこれに伴い信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、信託期間のうち当該延長分の期間中に、本制度により取締役等に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間の年数に金64,500千円（うち取締役分として、金60,000千円、監査役分として金4,500千円）を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（5）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

※監査役に対する本制度の継続については、監査役の協議によります。

なお、既に当社は、2018年6月28日開催の第71期定時株主総会でのご承認決議（以下「前回決議」といいます。）に基づき、前回決議でご承認をいただいた内容での本制度運営のために、取締役等に交付するのに必要な株式取得資金を本信託に拠出しており、本信託は当該金銭を原資として当社株式を取引所市場（立会外取引）から取得する方法により取得しておりますが、当該当社株式が、本議案による変更後の本制度に基づく交付として本信託から取締役等に対して交付されることがあります。

（4）本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当社株式の追加取得は、当社からの自己株式処分を受ける方法による取得又は取引所市場からの取得を予定しております。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（3）

の信託金の上限の範囲内で本信託に追加で金銭を信託し、当社株式をさらに追加取得することがあります。

(5) 取締役等に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役等に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程（※）に基づき、各取締役等に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）において、役位等に応じたポイントを付与します。

※監査役に関する事項については、監査役の協議により決定します。

ただし、当社が取締役等に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり33,000ポイント（うち取締役分として30,000ポイント、監査役分として3,000ポイント）を上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役等は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手に従い、当社株式の交付を受けます。1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数は、かかる分割比率・併合比率等に応じて合理的に調整されるものとします。

③ 取締役等に対する当社株式の交付

各取締役等は、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手続を経ることを条件として、原則として信託期間中の毎事業年度（上記①のポイント付与の都度、原則として各ポイント付与の日の同事業年度中に）、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、変更前の本制度に基づき本株主総会終結日以前の期間における職務執行の対価として付与されたポイント見合いの当社株式については、前回決議のとおり、各取締役等は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託から交付を受けるものとします。

また、一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあるほか、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭を交付することがあります。

(6) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(7) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(8) 信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役等と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

3. 取締役等に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

本株主総会において本議案が原案のとおり承認可決された場合には、本株主総会終了後の期間における職務執行の対価として上記2.(5)①により付与されるポイント見合いとして交付される当社株式については、当社と取締役等との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。

- ① 取締役等は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から当社の取締役等を退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該当社株式を無償で取得すること
- ③ 取締役については当社取締役会、監査役については監査役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社の取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2018年8月8日
信託の期間 (延長後)	2018年8月8日～2028年8月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上